

令和 2 年度沖縄地方最低賃金審議会
第1回沖縄県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時 令和 2 年 7 月 20 日(月) 15:00～15:55

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議題

- (1) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選任
- (2) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
- (3) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- (4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
- (5) 参考人意見聴取について
- (6) 事業場実地視察について
- (7) その他

5 議事要旨

- (1) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選任
公益代表委員の中から、宮國英男委員が部会長、島袋秀勝委員が部会長代理に選任された。
- (2) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
全委員より沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について承認がなされた。
- (3) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
全委員より最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について承認がなされた。
- (4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
全委員より沖縄県最低賃金専門部会審議日程（案）について承認がなされた。
- (5) 参考人意見聴取について
沖縄労働局一般公示 2-26「令和 2 年度沖縄県最低賃金改正諮問に係る関係労働者及び使用者の意見聴取」の公示期限（令和 2 年 7 月 16 日）までに意見の申出が無かったため、令和 2 年 8 月 3 日開催の第 3 回沖縄県最低賃金専門部会における労使参考人の推薦依頼がなされ、労使委員から同意が得られた。
- (6) 事業場実地視察について
全委員より令和 2 年度事業場実地視察計画案について承認がなされた。
- (7) その他
特記事項なし。

以上

令和2年度第1回
沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会

日 時 : 令和2年7月20日(月) 15:00～
場 所 : 那覇第2地方合同庁舎1号館2階共用大会議室

議事次第

1. 部会長及び部会長代理の選出
2. 議題等
 - (1) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
 - (2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について(確認)
 - (3) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について(確認)
 - (4) 参考人意見聴取について
 - (5) 事業場実地視察について
 - (6) その他

令和 2 年度第 1 回沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会資料一覧

- 1 令和 2 年度 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 3 沖縄地方最低賃金審議会運営規程
- 4 沖縄地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）
- 5 沖縄地方最低賃金審議会専門部会審議日程計画
- 6 令和 2 年度答申日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最低賃金）
- 7 年度別参考人名簿
- 8 令和 2 年度事業場実地視察計画表（案）
- 9 年度別実地視察事業場名簿
- 10 令和 2 年賃金改定状況調査結果

令和2年度 沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会委員名簿

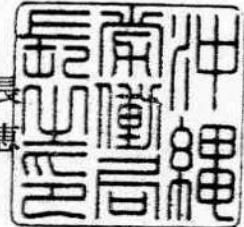
	氏 名	現 職
公益代表委員	青 山 喜 佐 子	社会保険労務士
	島 袋 秀 勝	弁 護 士
	宮 國 英 男	弁 護 士
労働者代表委員	石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
	津 山 誉 輝	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
使用者代表委員	上 里 芳 弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
	親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 常務理事
備考	※ 発令年月日 令和2年7月20日 ※ 任満了日 本審議会で廃止が了承される日 ※ 委員の配列は各側五十音順	



冲劳発基 0701 第 1 号
令和 2 年 7 月 1 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長
福味 恵



沖縄県地域別最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 12 条の規定に基づき、沖縄県地域別最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和2年7月1日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目 的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構 成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規定に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和2年7月20日から施行する。

令和2年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）

No.1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	・（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	2.7.1 (大会議室)	水	1回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域最低賃金改定諮問 ○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
	2.7.1(水) ～2.7.16(木)				地賃改正諮問に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(7/1～7/16)			専門部会委員の推薦に係る公示(7/1～7/16)		庁舎掲示板に 掲示
2	2.7.20 (大会議室)	月						1回 15:00	○(地域別) 部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	2.7.27 ～2.7.30 (事業場)	月～木						2回	○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮 し3業種事業場程度選定の上視察予定	各委員1名 事務局2名
4	2.8.3 (中会議室)	月	2回 14:00		○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 ○特定(産別) 最賃改定の必要性について諮問	1回 15:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別) 最賃改定の 必要性に係る検討	3回 16:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取(労使各1名程度予定)	
5	2.8.5 (中会議室)	水						4回 15:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	2.8.6 (中会議室)	木						5回 15:00	○(地域別) 額調整、(結審)	
7	2.8.6(木) ～2.8.21(金)								地域最賃答申に対する労働者及び使用者のからの 意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)	庁舎掲示板に 掲示
	2.8.7 (中会議室)	金	3回 16:00	○特定(産別) 最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合：採 決) ○特定(産別) 最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定(産別) 最賃改定諮問(必要ありの場合) 地域最賃答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(8/7～8/24)	2回 14:00	○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別) 最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	○(地域別) 額調整予備(結審)	
8	2.8.24 (中会議室)	月	4回		異議審(8/6答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				(特定) 専門部会委員の推薦に係る公示 (8/7～8/24)	庁舎掲示板に 掲示
	2.8.25 (中会議室)	火	9:30		異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					

令和2年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程(案)

[illegible][illegible][illegible][illegible]

令和2年度答申要旨の公示日別最短期間発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

令和2年8月

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1審審日	官報 持込	7審審日	官報 公示	30日	発効
8月1日 (土)		8月17日 (月)		8月18日 (火)		8月27日 (木)		9月26日 (土)
8月2日 (日)		8月17日 (月)		8月18日 (火)		8月27日 (木)		9月26日 (土)
8月3日 (月)		8月18日 (火)		8月19日 (水)		8月28日 (金)		9月27日 (日)
8月4日 (火)		8月19日 (水)		8月20日 (木)		8月31日 (月)		9月30日 (水)
8月5日 (水)		8月20日 (木)		8月21日 (金)		9月1日 (火)		10月1日 (木)
8月6日 (木)		8月21日 (金)		8月24日 (月)		9月2日 (水)		10月2日 (金)
8月7日 (金)		8月24日 (月)		8月25日 (火)		9月3日 (木)		10月3日 (土)
8月8日 (土)		8月24日 (月)		8月25日 (火)		9月3日 (木)		10月3日 (土)
8月9日 (日)		8月24日 (月)		8月25日 (火)		9月3日 (木)		10月3日 (土)
8月10日 (月)		8月25日 (火)		8月26日 (水)		9月4日 (金)		10月4日 (日)
8月11日 (火)		8月26日 (水)		8月27日 (木)		9月7日 (月)		10月7日 (水)
8月12日 (水)		8月27日 (木)		8月28日 (金)		9月8日 (火)		10月8日 (木)
8月13日 (木)		8月28日 (金)		8月31日 (月)		9月9日 (水)		10月9日 (金)
8月14日 (金)		8月31日 (月)		9月1日 (火)		9月10日 (木)		10月10日 (土)
8月15日 (土)		8月31日 (月)		9月1日 (火)		9月10日 (木)		10月10日 (土)
8月16日 (日)		8月31日 (月)		9月1日 (火)		9月10日 (木)		10月10日 (土)
8月17日 (月)		9月1日 (火)		9月2日 (水)		9月11日 (金)		10月11日 (日)
8月18日 (火)		9月2日 (水)		9月3日 (木)		9月14日 (月)		10月14日 (水)
8月19日 (水)		9月3日 (木)		9月4日 (金)		9月15日 (火)		10月15日 (木)
8月20日 (木)		9月4日 (金)		9月7日 (月)		9月16日 (水)		10月16日 (金)
8月21日 (金)		9月7日 (月)		9月8日 (火)		9月17日 (木)		10月17日 (土)
8月22日 (土)		9月7日 (月)		9月8日 (火)		9月17日 (木)		10月17日 (土)
8月23日 (日)		9月7日 (月)		9月8日 (火)		9月17日 (木)		10月17日 (土)
8月24日 (月)		9月8日 (火)		9月9日 (水)		9月18日 (金)		10月18日 (日)
8月25日 (火)		9月9日 (水)		9月10日 (木)		9月23日 (水)		10月23日 (金)
8月26日 (水)		9月10日 (木)		9月11日 (金)		9月24日 (木)		10月24日 (土)
8月27日 (木)		9月11日 (金)		9月14日 (月)		9月25日 (金)		10月25日 (日)
8月28日 (金)		9月14日 (月)		9月15日 (火)		9月28日 (月)		10月28日 (水)
8月29日 (土)		9月14日 (月)		9月15日 (火)		9月28日 (月)		10月28日 (水)
8月30日 (日)		9月14日 (月)		9月15日 (火)		9月28日 (月)		10月28日 (水)
8月31日 (月)		9月15日 (火)		9月16日 (水)		9月29日 (火)		10月29日 (木)

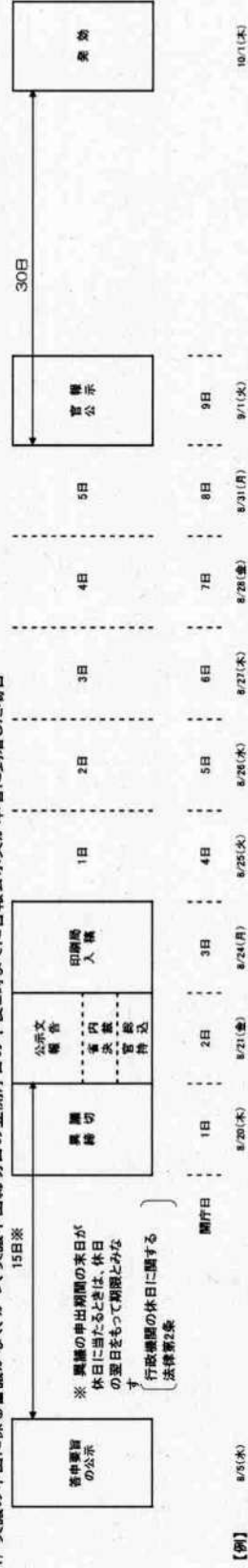
令和2年9月

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1審審日	官報 持込	7審審日	官報 公示	30日	発効
9月1日 (火)		9月16日 (水)		9月17日 (木)		9月30日 (水)		10月30日 (金)
9月2日 (水)		9月17日 (木)		9月18日 (金)		10月1日 (木)		10月31日 (土)
9月3日 (木)		9月18日 (金)		9月23日 (水)		10月2日 (金)		11月1日 (日)
9月4日 (金)		9月23日 (水)		9月24日 (木)		10月5日 (月)		11月4日 (水)
9月5日 (土)		9月23日 (水)		9月24日 (木)		10月5日 (月)		11月4日 (水)
9月6日 (日)		9月23日 (水)		9月24日 (木)		10月5日 (月)		11月4日 (水)
9月7日 (月)		9月23日 (水)		9月24日 (木)		10月5日 (月)		11月4日 (水)
9月8日 (火)		9月23日 (水)		9月24日 (木)		10月5日 (月)		11月4日 (水)
9月9日 (水)		9月24日 (木)		9月25日 (金)		10月6日 (火)		11月5日 (木)
9月10日 (木)		9月25日 (金)		9月28日 (月)		10月7日 (水)		11月6日 (金)
9月11日 (金)		9月28日 (月)		9月29日 (火)		10月8日 (木)		11月7日 (土)
9月12日 (土)		9月28日 (月)		9月29日 (火)		10月8日 (木)		11月7日 (土)
9月13日 (日)		9月28日 (月)		9月29日 (火)		10月8日 (木)		11月7日 (土)
9月14日 (月)		9月29日 (火)		9月30日 (水)		10月9日 (金)		11月8日 (日)
9月15日 (火)		9月30日 (水)		10月1日 (木)		10月12日 (月)		11月11日 (水)
9月16日 (水)		10月1日 (木)		10月2日 (金)		10月13日 (火)		11月12日 (木)
9月17日 (木)		10月2日 (金)		10月5日 (月)		10月14日 (水)		11月13日 (金)
9月18日 (金)		10月5日 (月)		10月6日 (火)		10月15日 (木)		11月14日 (土)
9月19日 (土)		10月5日 (月)		10月6日 (火)		10月15日 (木)		11月14日 (土)
9月20日 (日)		10月5日 (月)		10月6日 (火)		10月15日 (木)		11月14日 (土)
9月21日 (月)		10月6日 (火)		10月7日 (水)		10月16日 (金)		11月15日 (日)
9月22日 (火)		10月7日 (水)		10月8日 (木)		10月19日 (月)		11月18日 (水)
9月23日 (水)		10月8日 (木)		10月9日 (金)		10月20日 (火)		11月19日 (木)
9月24日 (木)		10月9日 (金)		10月12日 (月)		10月21日 (水)		11月20日 (金)
9月25日 (金)		10月12日 (月)		10月13日 (火)		10月22日 (木)		11月21日 (土)
9月26日 (土)		10月12日 (月)		10月13日 (火)		10月22日 (木)		11月21日 (土)
9月27日 (日)		10月12日 (月)		10月13日 (火)		10月22日 (木)		11月21日 (土)
9月28日 (月)		10月13日 (火)		10月14日 (水)		10月23日 (金)		11月22日 (日)
9月29日 (火)		10月14日 (水)		10月15日 (木)		10月26日 (月)		11月25日 (水)
9月30日 (水)		10月15日 (木)		10月16日 (金)		10月27日 (火)		11月28日 (土)

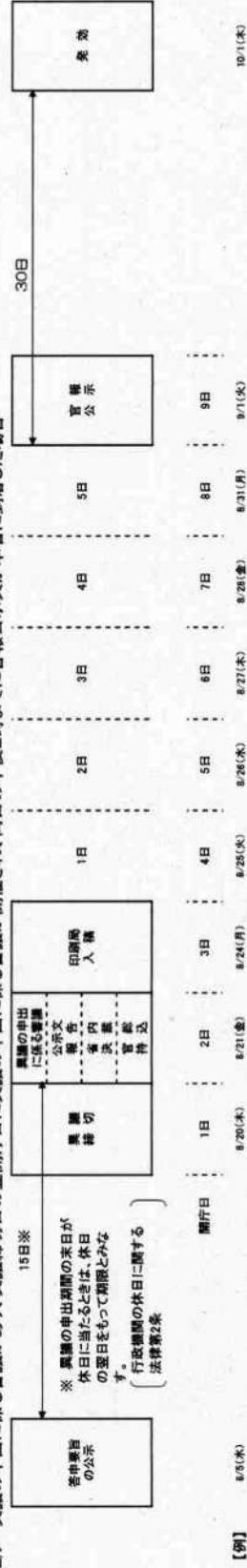
令和2年度 答申要旨の公示から発効までの流れ(最短の場合のモデル)

1 地域別最低賃金について

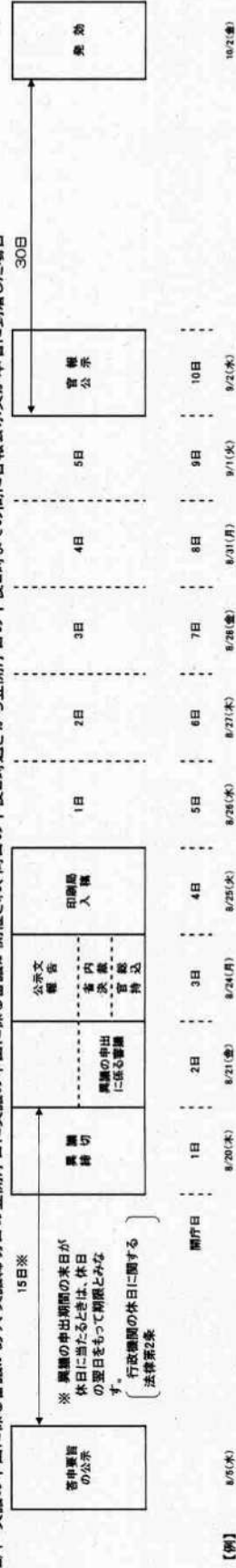
(1) 異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合



(2) ア 異議の申出に係る審議があり、異議締切日の翌開庁日に異議の申出に係る審議が開催され、同日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合



(2) イ 異議の申出に係る審議があり、異議締切日の翌開庁日に異議の申出に係る審議が開催され、同日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文が本省に到着した場合



年度別参考人名簿 (平成11年度～令和元年度)

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
労働者側	(氏名省略) 石油関連労組 書記長	(氏名省略) 航空関連労組 副執行委員長	(氏名省略) 食料品製造業労組 執行委員長	(氏名省略) 食料品製造業労組 執行委員長	(氏名省略) 観光関連労組 執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 観光関連労組 執行委員長
使用者側	(氏名省略) 警備業 取締役専務	(氏名省略) ホテル業 取締役総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 食料品製造業 業務統括	(氏名省略) 卸小売業 専務取締役	(氏名省略) 食料品製造業 専務取締役	(氏名省略) 飲食店 取締役管理本部長

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
労働者側	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 新聞業労組 書記長	(氏名省略) ホテル業労組 副書記長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長
使用者側	(氏名省略) 接客娯楽業 代表取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 取締役管理部長	(氏名省略) 化学製品製造業 取締役業務部長	(氏名省略) 各種商品小売業 総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 各種商品小売業 総務部長

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
労働者側	(氏名省略) 社会福祉施設関連労組 執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	—	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行専門部長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行専門部長	(氏名省略) 労働福祉関連業 事務局長	(氏名省略) 労働福祉関連業 センター長
使用者側	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 化学製品製造業 取締役業務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 道路旅客運送業 総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 代表取締役	(氏名省略) 化学製品製造業 統括取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 取締役総務部長

※原則、現地集合、現地解散とします。また、開始時間5分前までに現地に集合をお願いします。

年度別実地視察事業場名簿(平成元年～令和元年)

その1

年度	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
① 事業場名(省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市	① (事業場名省略) 【飲食業】 那覇市	① (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	① (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市
② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	② (事業場名省略) 【警備業】 那覇市	② (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市	② (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市	② (事業場名省略) 【飲食業】 那覇市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市
③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 読谷村	③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 読谷村	③ (事業場名省略) 【燃料小売業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 名護市	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 名護市
年度	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
① (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 那覇市	① (事業場名省略) 【小売業】 平良市	① (事業場名省略) 【社会福祉施設】 石垣市	① (事業場名省略) 【飲食業】 与那原町	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 北中城村	① (事業場名省略) 【接客娯楽業】 名護市	① (事業場名省略) 【金属製品製造業】 名護市
② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市	② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 平良市	② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 石垣市	② (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 西原町	② (事業場名省略) 【クリーニング業】 宜野湾市	② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 南風原町	② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 南風原町
③ (事業場名省略) 【飲食業】 宜野湾市	③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 平良市	③ (事業場名省略) 【小売業】 石垣市	③ (事業場名省略) 【警備業】 那覇市	③ (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 宜野湾市	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 南風原町	③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 南風原町

年度別実地視察事業場名簿

その2

年度	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【警備・ビルメンテナンス業】 沖縄市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 恩納村 西原町 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 宜野座村	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 恩納村 ② (事業場名省略) 【クリーニング業】 西原町 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 宜野湾市	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 知念村 ② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 糸満市 ③ (事業場名省略) 【清掃業】 西原町	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【窯業土石製造業】 西原町 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 中城村 ② (事業場名省略) 【木材木製品製造業】 宜野湾市 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 西原町	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 那覇市
年度	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
事業場名・所在地	視察中止 ① (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市	① (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市	① (事業場名省略) 【飲食業】 与那原町 ② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 浦添市	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【印刷業】 糸満市 ③ (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 糸満市	① (事業場名省略) 【小売業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【小売業】 浦添市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 西原町	① (事業場名省略) 【卸売業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【美容業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 沖縄市

年度別実地視察事業場名簿

その3

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 石垣市 【木材製品製造業】 石垣市・竹富町商工会 と意見交換会含む ② (事業場名省略) 【自動車整備業】 宮古島市 宮古島市商工会議所 意見交換会含む ③ (事業場名省略) 【ガラス製品製造業】 名護市	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 嘉手納町 ② (事業場名省略) 【食料品製造業】 糸満市 ③ (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 久米島町 久米島町商工会 意見交換会含む 令和2年度	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市西 ② (事業場名省略) 【木材製品製造業】 豊見城市 ③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 宜野湾市	① 中止 【美容業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 名護市	① (事業場名省略) 【クリーニング業】 宜野湾市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【飲食業】 浦添市	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 西原町
年度	令和元年度	令和2年度				
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【卸売業】 浦添市 ③ (事業場名省略) 【警備業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル業】 那覇市				

令和2年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業, 小売業
- (ウ) 学術研究, 専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業, 飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業, 娯楽業
- (カ) 医療, 福祉
- (キ) サービス業(他に分類されないもの)

3. 調査事業所

(1) 数 15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース(平成30年次フレーム)を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別(※)に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,376	27.6%
B ランク	3,306	1,068	32.3%
C ランク	4,191	1,318	31.4%
D ランク	3,162	1,034	32.7%
合計	15,641	4,796	30.7%

4. 集計労働者 30,527 人

5. 調査事項[基準となる期日又は期間]

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容[令和2年6月1日現在]
- ロ 事業所の労働者数[令和2年6月1日現在]
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数[令和2年6月分]
- ニ 事業所の年間所定労働日数[平成30年度分、令和元年度分]
- ホ 賃金改定状況[令和2年1月～6月]

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数[令和2年6月1日現在]
- ロ 賃金形態[令和2年6月分]
- ハ 基本給額、諸手当[令和元年6月分、令和2年6月分(見込額)]
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数[令和元年6月分、令和2年6月分]

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 令和元年調査では「学術研究，専門・技術サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。令和 2 年調査の第 1～4 表及び参考 2 における当該 3 産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

（参考）令和 2 年調査における標本設計の見直しについて

産業別・事業所規模別の調査対象事業所数を母集団事業所数に比例した配分とするよう変更。

	令和元年調査	令和 2 年調査
産業	○調査対象事業所数の配分 E－製造業 ： I－卸売業，小売業 ： M－宿泊業，飲食サービス業 ： P－医療，福祉 ： その他のサービス業（※） ＝ 6：3：1：1：2 （※）その他のサービス業とは、 L－学術研究，専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業，娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の 3 産業を合わせたもの。	○調査対象事業所数の配分 日本標準産業分類の産業大分類に基づき、 E－製造業 I－卸売業，小売業 M－宿泊業，飲食サービス業 P－医療，福祉 L－学術研究，専門・技術サービス業 N－生活関連サービス業，娯楽業 R－サービス業（他に分類されないもの） の 7 産業を選定区分とし、産業別の比率は母集団と同じとする。
事業所規模	○調査対象事業所数の配分 事業所規模 1～9 人：10～29 人＝ E－製造業 2：1 I－卸売業，小売業 3：1 M－宿泊業，飲食サービス業 3：1 P－医療，福祉 3：1 その他のサービス業 3：1	○調査対象事業所数の配分 すべての産業において、事業所規模別の比率は母集団と同じとする。
地域	○調査対象範囲 各都道府県の県庁所在都市に加え、製造業のみ、地方小都市も対象とする。	○調査対象範囲 すべての産業について、各都道府県内の全域を対象とする。

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	39.2	1.5	43.0	16.2	100.0	26.3	2.7	58.7	12.4	100.0	47.7	1.7	32.1	18.4	100.0	43.8	1.7	46.6	7.9
B	100.0	41.0	1.5	41.0	16.5	100.0	31.0	3.4	53.2	12.3	100.0	46.2	0.9	36.1	16.7	100.0	51.9	2.2	39.7	6.2
C	100.0	43.4	1.4	42.1	13.1	100.0	38.1	0.6	50.9	10.4	100.0	47.7	1.4	33.2	17.7	100.0	42.9	1.6	51.6	3.9
D	100.0	43.4	1.8	41.5	13.3	100.0	45.2	0.0	38.8	16.0	100.0	52.0	2.1	28.3	17.6	100.0	52.1	0.0	39.7	8.2
計	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8
R11年	100.0	53.6	1.1	31.5	13.8	100.0	45.8	1.1	41.2	12.0	100.0	56.0	1.5	28.3	14.3	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	27.7	0.0	55.3	17.0	100.0	31.7	1.4	42.0	24.8	100.0	52.6	1.4	30.3	15.7	100.0	39.7	1.7	44.5	14.2
B	100.0	32.0	1.2	47.3	19.5	100.0	21.9	1.4	42.3	34.4	100.0	56.3	1.1	30.7	11.9	100.0	48.2	1.2	36.4	14.2
C	100.0	33.8	1.2	52.9	12.1	100.0	34.6	0.0	54.4	10.9	100.0	61.2	3.0	22.2	13.6	100.0	39.7	1.5	47.3	11.5
D	100.0	17.7	3.5	70.6	8.3	100.0	34.1	0.0	52.4	13.4	100.0	61.5	2.5	25.5	10.5	100.0	39.8	1.7	46.7	11.8
計	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1
R11年	100.0	50.4	1.3	27.6	20.7	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)	100.0	62.3	0.0	24.6	13.2	(100.0)	(53.2)	(1.0)	(35.5)	(10.3)

(注) 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。
そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び連結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業（他に 分類され ないもの）	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業（他に 分類され ないもの）	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・技 術サービ ス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、 娯楽業	医療、 福祉	サービス 業（他に 分類され ないもの）
A	3.0	3.3	2.7	3.5	3.7	3.4	2.6	2.5	-15.1	-20.5	-8.2	-13.6	-20.0	-28.2	-2.2	0.9	0.3	1.2	1.3	1.0	0.8	1.0	1.0	0.9
B	2.5	2.2	2.2	4.1	2.4	3.0	2.1	3.3	-18.2	-16.1	-26.7	-19.9	-21.4	-5.0	-1.2	0.8	0.1	0.8	1.7	0.5	0.6	1.2	1.2	1.2
C	2.7	2.3	2.3	3.2	4.5	3.1	2.2	3.1	-6.4	-0.8	-10.2	-2.8	-4.6	-7.0	-1.8	1.1	0.9	0.9	1.3	1.5	1.1	1.2	1.2	1.2
D	2.8	4.3	2.6	4.0	1.4	1.7	2.6	3.4	-9.4	-7.9	-15.3	-2.1	-4.6	-2.1	-2.1	1.0	1.9	1.2	2.1	-0.3	0.6	1.5	1.3	1.3
計	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1	1.1
R 1 年	2.5	2.5	2.4	(2.6)	3.2	(2.6)	1.9	(2.6)	-2.2	-5.3	-3.0	(-1.1)	-0.1	(-1.1)	0.0	(-1.1)	1.2	1.0	1.2	(1.3)	1.4	(1.3)	1.1	(1.3)

(注) 1 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を合わせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表準していた。
 2 そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。
 3 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	2.0 %	3.0 %	0.50	1.0 %	1.8 %	3.0 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50	1.2 %	2.5 %	3.5 %	0.46
B	1.0	1.8	3.0	0.56	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.6	2.3	0.41	1.0	2.7	5.0	0.74
C	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.7	2.4	0.41	1.2	2.1	3.0	0.43
D	1.0	2.0	3.1	0.53	1.0	2.7	5.0	0.74	1.2	2.0	2.9	0.43	1.0	1.9	5.0	1.05
計	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54
R 1 年	1.1	2.0	3.6	0.63	1.1	2.1	3.9	0.67	1.3	2.0	3.3	0.50	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.9 %	2.0 %	4.3 %	0.60	1.3	2.3	4.7	0.74	1.0 %	1.7 %	2.9 %	0.56	1.0 %	1.8 %	2.8 %	0.50
B	1.0	2.0	3.2	0.55	1.6	3.1	4.1	0.40	1.0	1.4	2.3	0.46	1.0	1.9	4.8	1.00
C	1.0	2.0	4.4	0.85	1.0	3.0	5.9	0.82	1.0	1.9	2.8	0.47	1.0	2.0	3.4	0.60
D	0.9	1.0	2.0	0.55	0.7	1.1	2.8	0.95	1.0	1.6	2.5	0.47	1.3	2.7	3.7	0.44
計	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58
R 1 年	1.0	3.0	4.6	0.60	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)	0.9	1.5	2.5	0.53	(1.3)	(2.3)	(3.9)	(0.57)

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

$$2 \text{ 分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

3 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値 (括弧内の数値) については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

[illegible]

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	89.1	4.3	1.2	5.4
B	100.0	88.3	5.0	1.4	5.3
C	100.0	88.1	3.1	1.6	7.2
D	100.0	89.4	4.3	0.5	5.8
計	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9
R 1 年	100.0	88.1	4.4	1.4	6.1

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	20.1	4.0	23.3	49.3	3.4	100.0	10.5	3.2	20.6	62.1	3.8	100.0	26.1	6.5	19.0	44.5	3.9	100.0	9.4	1.9	18.1	67.4	3.1
B	100.0	19.4	3.7	27.2	44.1	5.5	100.0	11.8	2.5	31.6	49.5	4.6	100.0	24.9	3.3	26.7	41.7	3.4	100.0	4.4	4.2	26.7	59.8	4.9
C	100.0	18.1	1.6	25.3	51.0	4.0	100.0	13.3	1.9	25.5	57.6	1.7	100.0	27.8	2.6	20.9	44.4	4.3	100.0	4.0	1.2	18.4	74.5	1.9
D	100.0	16.1	2.8	23.8	51.9	5.3	100.0	11.9	10.8	26.4	44.4	6.5	100.0	28.4	2.9	20.7	40.9	7.0	100.0	12.1	1.3	32.7	50.2	3.7
計	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2
R 1 年	100.0	23.6	1.5	12.7	56.8	5.4	100.0	14.8	1.4	15.0	62.5	6.2	100.0	26.1	2.1	12.9	53.5	5.4	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.2	2.8	27.1	49.5	2.5	100.0	28.5	5.0	33.0	29.9	3.6	100.0	28.5	2.6	32.1	33.7	3.0	100.0	17.8	3.2	14.4	61.4	3.3
B	100.0	16.5	3.8	36.3	34.5	8.9	100.0	34.2	4.3	16.0	39.2	6.4	100.0	16.1	6.3	29.3	42.8	5.6	100.0	18.9	3.1	9.4	62.5	6.1
C	100.0	11.3	2.0	38.8	42.7	5.3	100.0	16.7	0.0	19.5	63.7	0.0	100.0	25.9	1.3	20.6	41.4	10.7	100.0	15.9	0.0	24.8	55.6	3.7
D	100.0	5.4	2.0	26.5	63.0	3.0	100.0	17.6	0.5	25.5	54.1	2.2	100.0	18.1	1.3	16.6	54.2	9.9	100.0	14.7	0.0	21.7	58.0	5.5
計	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3
R 1 年	100.0	38.0	1.1	15.3	41.8	3.7	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)	100.0	26.2	1.7	9.9	55.3	7.0	(100.0)	(16.1)	(1.0)	(10.5)	(67.1)	(5.3)

(注) 1 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していない、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定
 2 令和元年調査では「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業」「娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」をあわせて集計し、「その他のサービス業」として集計表に表章していた。そのため、当該3産業の令和元年の数値（括弧内の数値）については「その他のサービス業」の数値を参考値として掲載している。

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

(%)		
	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)	
平成30年度	令和元年度
245.0	243.7